大会シンポジウム「認知症と相続」

一般社団法人日本相続学会　第13回研究大会

2025.10.17～18

「円満かつ円滑に」

一般社団法人日本相続学会®

The Japanese Inheritance Association

・シンポジスト

武田 章敬　氏	国立長寿医療研究センター　病院もの忘れセンター長　医師
宮田 百枝　氏	こもれび法律事務所代表弁護士
湊　　貴行　氏	一般社団法人認知症資産相談士協会　理事
平井 俊圭　氏	一般社団法人三重県社会福祉士会　会長

・コーディネーター

伊藤 久夫　氏	一般社団法人日本相続学会　会長

仕事内容

- 認知症の方と同居していた相続人と
  同居していない相続人の相続争い等
- 認知症の方の成年後見人

弁護士　宮田百枝

クイズ

令和6年、家庭裁判所に申し立てられた
遺産分割調停事件のうち、
遺産の総額が1000万円以下のものの割合は

25%　である（〇×）

【遺産争いの一例】

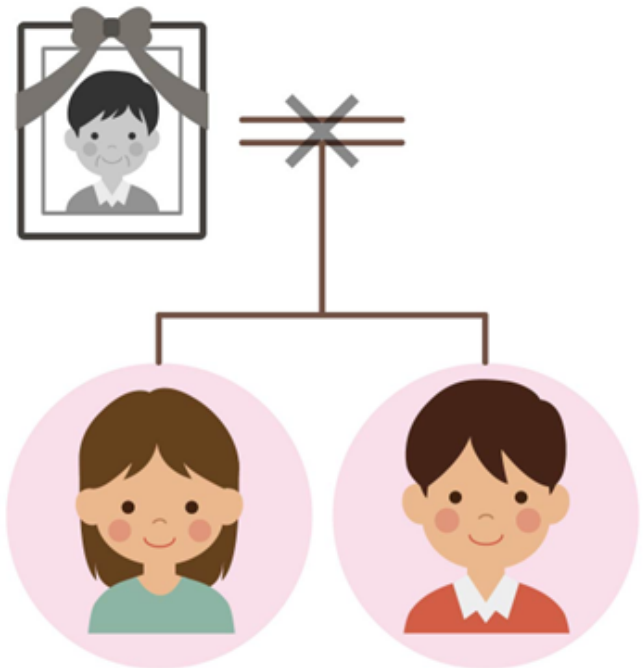

【父親が長男夫婦と同居　　長女は別居】

・父親は、長男のために、建物を取り壊し、父親名義の土地の上に、二世帯住宅（長男名義）を建築させる。

・長女は父親の長男（その妻）への不満をたびたび聞かされる

・認知症を発症したあと、長男によって父親の通帳からかなりの額が引き出されている。

【遺産争いの一例】

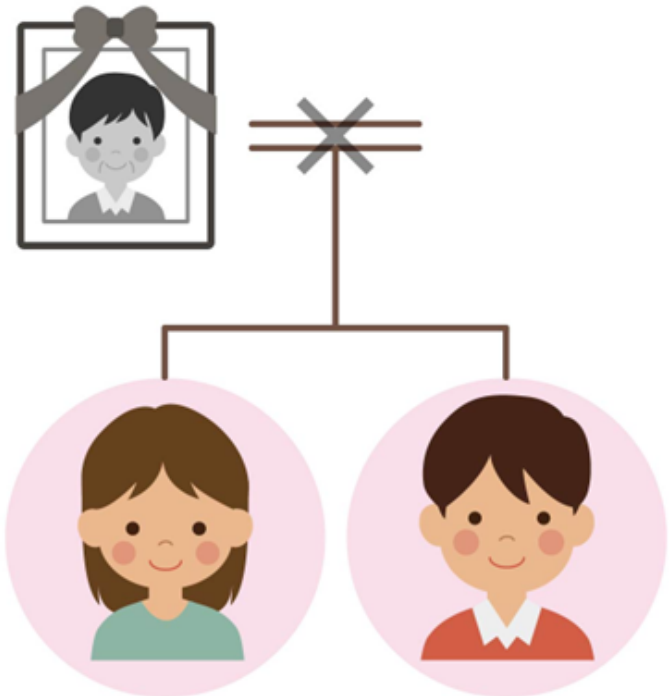

【父親が死亡したあと、遺産をどう分けるか】

長男の思い：
・自宅の建築は父親のために行った。
・父親が認知症になったあと、様々な費用がかかったが、領収書は残っていない。
・長女は何も手伝わなかった。

長女の思い：
・父親は長男に裏切られた。
・父親は長男ではなく自分を信頼していた。

【後見人の一例】

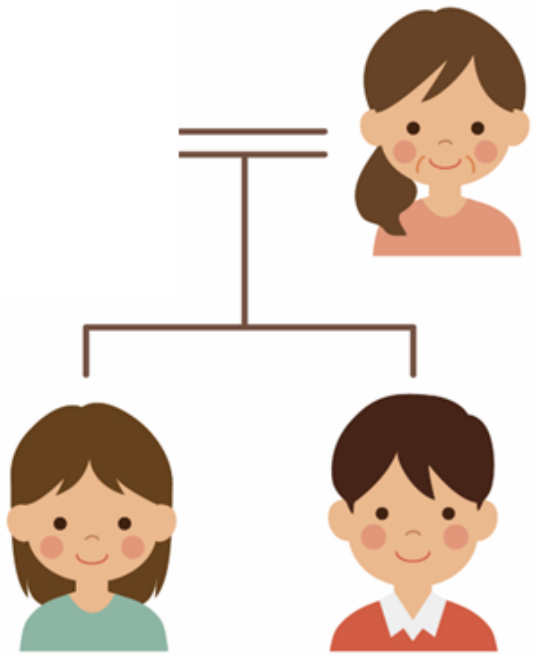

【母親は1人暮らしをしていたが認知機能に衰えが見られ、一人暮らしが困難になってきている】

・長女は、時々母親のもとに通っており、自宅に引き取ることも考えている。

・ただし、母親から預かった通帳には使途不明の引出がある。

・長男は、長女のやり方に批判的

・自宅を売却しないと施設費用の捻出は困難

1　認知症発症前の備え

認知症を発症すると財産面で困ること（症状：物忘れ、紛失、被害妄想）

・必要もないものを大量に購入してしまう

・預貯金口座から引き出しができなくなる

・必要な支払いをすることができなくなる

・詐欺被害・悪徳商法に遭いやすくなる

・周囲の人を信用できなくなる

認知症を発症する前に備えない理由（心理的ハードル）

・自分が認知症になるとは思わない、思いたくない

・親に言い出しにくい

認知症発症前からの備え

・銀行の代理人カード、共同口座
・社会福祉協議会の日常生活自立支援事業
・任意後見、財産管理契約
・家族信託
・遺言書作成、死後委任事務契約

（注意）

・高齢者等終身サポート事業者

２　意思能力が低下した後の対応

家族が管理する場合

・法定後見　・任意後見　・家族信託

（アドバイス）

・無理に管理しない

・一人だけが管理しない（情報共有）
・監督人をつける

・任せた家族が不適切な場合には
執着しない

第三者（専門家）が管理する場合

・法定後見　・任意後見

（アドバイス）

・親族と後見人との信頼関係の重要性

・親族が争っている場合の後見人との関係性作り

・成年後見法改正の動き

・後見人の交代、後見の終了

３　家族の葛藤とトラブル

死亡後にトラブルになりやすい点

●生前の預貯金の引出

→使途を説明できるように

●遺言書の作成

→遺言能力のあるうちに

→争いのない内容を

●生前贈与

→贈与しない親族を意識

特別受益の持ち戻しの意思の有無について明瞭に

●寄与分、特別寄与料

→親族の貢献を記録化

終わりに

・国・行政の取り組み

cf 成年後見法改正

孤独・孤立対策推進法

（2024年４月１日施行）

・家族の取り組み

・個人の取り組み

ありがとう
ございました

一般社団法人 日本認知症資産相談士協会

一般社団法人
日本認知症資産相談士協会
Japan Dementia Asset Consultation

湊　貴行

Minato　Takayuki

＜略歴＞

専門領域

- 認知症と資産防衛対策
- リタイアメントプランニング
- 人生125年時代の金融・キャリア教育

2005年　メーカー営業（セールスエンジニア）
2011年　プルデンシャル生命保険　ライフプランナー
2014年　営業所長としてマネジメント開始
2021年　支社長就任（現在40名の組織統括）
2023年　日本認知症資産相談士協会　理事就任（設立メンバー）

「認知症になっても、安心して“生きられる社会”を創りたい」

©Japan Dementia Asset Consultation

一般社団法人 日本認知症資産相談士協会

一般社団法人
日本認知症資産相談士協会
Japan Dementia Asset Consultation

ビジョン

認知症による“資産凍結”から暮らしを守る

認知症になっても自分らしく安心して生きられる社会を創る。

活動背景/社会課題

2030年には、65歳以上の3.3人に1人が認知症もしくはMCI（軽度認知障害）になると予測されています。
認知症の方が保有する金融資産は、2035年には約474兆円に達すると見込まれています。
不動産や、中小企業の自社株なども含めると、想像を超える大きな社会問題へと発展します。
この「認知症による資産凍結問題」は、認知症予防の取り組みにおいても欠かすことのできない重要な課題です。

当協会が実施した市民向けアンケートでは、「将来自分が認知症になることへ不安を抱えている人」と回答した人が約55%、「どこに相談すれば良いかわからない」と回答した人が約50％にのぼりました。
認知症になった際の資産管理について、適切なアドバイスを提供できる専門家が不足していること、
また、専門的な相談窓口がほとんど存在しないことも明らかになっています。
認知症による資産凍結から暮らしを守るため、我々JDACは、社会的なインフラの構築を進めてまいります。

©Japan Dementia Asset Consultation

一般社団法人 日本認知症資産相談士協会

団体概要/活動内容

2023年 8月　日本認知症資産相談士協会　設立
2025年 2月　資格「認知症資産相談士」創設
10月　全国13支部で活動中

発信と専門家の育成
２つの軸で活動の輪を広げています。

１、啓蒙・啓発活動

認知症による資産凍結に備える重要性を伝えるため、啓蒙・啓発活動に力を入れています。

- 全国で講演活動（企業・学校など）
- 自治体と市民との相談体制を構築
- アンケート結果を活用した政策提言

２、専門家の育成

認知症に関する相談を、法務・税務・金融・医療などの観点から包括的に支援できる
専門家を育成しています。

- 民間資格「認知症資産相談士」普及
- 全国各支部で勉強会を実施し、学びと交流を促進
- 専用サイトで事例・最新情報を発信

©Japan Dementia Asset Consultation

口座が凍結され
葬儀費用が
引き出せなかった

©Japan Dementia Asset Consultation

生命保険の受取人が認知症だった

©Japan Dementia Asset Consultation

親の認知症により
実家の不動産が処分できず
介護費用の工面に苦労した。

©Japan Dementia Asset Consultation

祖母が認知症により
小悪魔化

遺言書の書換え→争族へ

©Japan Dementia Asset Consultation

一般社団法人
日本認知症資産相談士協会
Japan Dementia Asset Consultation

	男性	女性
死亡最多年齢	87歳	93歳
	15年	18年
健康寿命	72.57歳	75.45歳

©Japan Dementia Asset Consultation

セカンドライフを取り巻く多くの不安

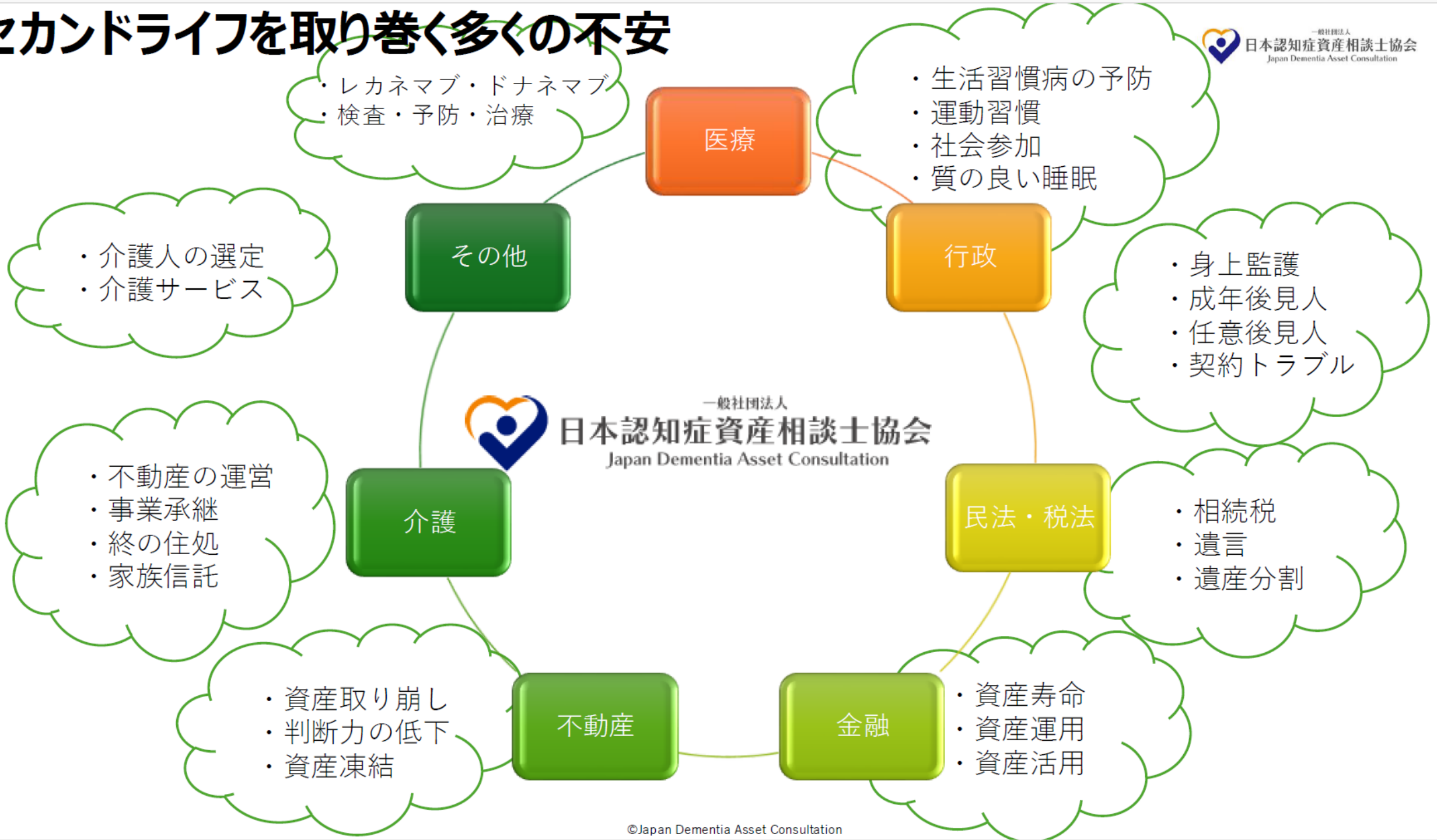

©Japan Dementia Asset Consultation

認知症と資産対策

~判断能力低下前から死後までの「安心設計」~

一般社団法人 日本認知症資産相談士協会 Japan Dementia Asset Consultation

判断能力が低下すると資産が凍結する可能性

Phase1	Phase2	Phase3	Phase4
準備と設計の時期	見守りと委任の時期	実行と整理の時期	承継と申告の時期

資産の凍結　遺産承継以外の手続き　遺産承継の手続き

- 見守り契約
- 身元保証契約
- 任意後見契約
- 任意後見契約執行
- 自益信託（民事信託）
- 死後事務委任契約
- 死後事務執行
- 遺言書作成
- 対策無しだと法定後見へ移行
- 遺言執行
- 遺産分割協議書
- 法定後見
- 相続税申告（10ヶ月以内）
- 生命保険
- 保険金請求
- ライフプランニング

相続放棄：３ヶ月以内

不動産相続登記：３年以内

ありがとうございました

【凡例】
紫：法務・契約
赤：相続・税務
緑：ライフプラン・保険

現在　健康寿命　認知症発症等（MCI~診断確定）　死亡　四十九日　10ヶ月（相続税申告期限）

©Japan Dementia Asset Consultation

暮らしに寄り添う専門職・社会福祉士
～認知症と相続における私たちの役割～

(一社)三重県社会福祉士会会長
(福)伊賀市社会福祉協議会会長
浄久寺・清安寺・誓光寺住職
浄土宗人権同和啓発講師
平井俊圭

社会福祉士とは

- 皆さんの周りに、こんな方はいませんか？
  - 「最近、親の物忘れが心配…」
  - 「介護のことで、誰に相談したらいいか分からない…」
  - 「一人暮らしの将来が不安…」
  - 「障がいがあって生活に支障がある…」
- 私たち社会福祉士は、そうした暮らしの「ちょっとした不安」から専門的な悩みまで相談できる国家資格の専門家です。ご自身の思いや願いを大切にしつつ、問題を整理し、専門職や窓口・制度などを紹介し、解決まで伴走します。
- 私たちは、**困りごとのある人と社会をつなぐ「架け橋」であり、権利を守る「伴走者」**です。

「相続」と聞いて、何を思い浮かべますか？

- 「うちには財産なんてないから関係ない」…**本当にそうでしょうか？**
- 父は本当はどうしたかったんだろう…
- 介護を頑張ったことは、誰が分かってくれるの？
- 認知症の母の想いを、どうやって遺産分割に反映すれば…
- 兄弟と、お金の話なんてしたくない…
- 施設に入ったら、実家はどうなるんだろう…

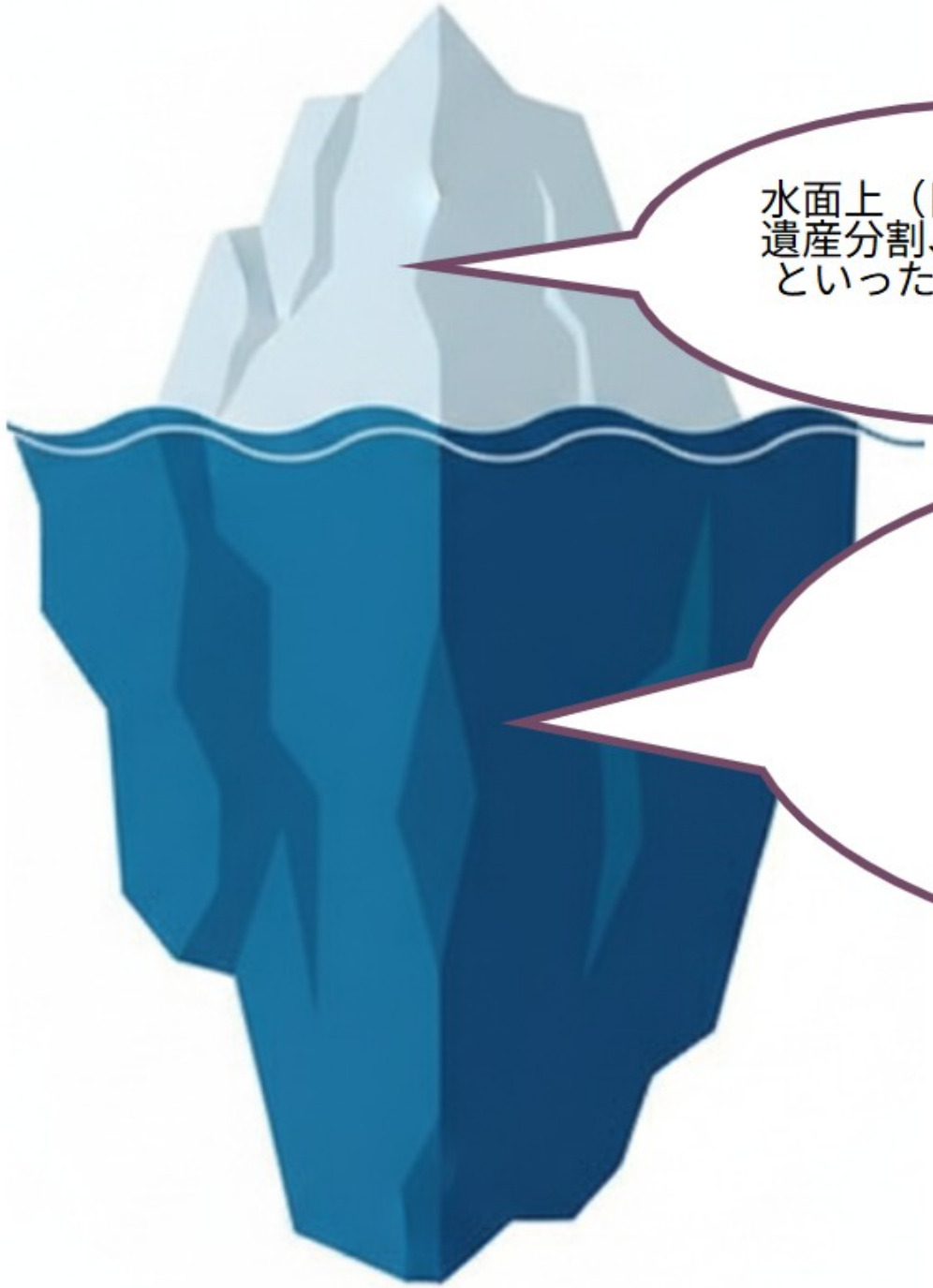

相続を氷山に例えると・・・

水面上（目に見える問題）
遺産分割、預貯金、不動産
といった「財産（モノ）」
の問題

水面下（問題の根源）
ご本人の「本当の想い」はどこにあるのか
長年の「家族関係」のもつれ
介護負担の不公平感など、言葉にならない
「感情」

- 相続トラブルの根源は、多くが水面下の「人」をめぐる課題にあります。私たちは、この見えない想いや関係性にアプローチする専門家です。

老人の証言

何がわかっているのです看護婦さん、
あなたは何がわかっているの？
私を見つめているとき、あなたは考えているの？
さほど賢くもない年老いた気難しい女。
ぼんやりした目付きをして行動も緩慢で、
食べ物をぽろぼろこぼし、返事もしない。

「努力して、やってみて欲しいの！」と大きな声
であなたが言っても、
そんな事を少しも気に掛けていない様子で、靴下
や靴はいつも無くしたまま。
何も逆らわず、何もしようとするわけでもなく、
長い一日を入浴と食事で埋めている。
そんなふうにあなたには思え、
そんなふうにあなたは私の事を考えているの？

もしそうなら看護婦さん、目を開いて私を見つめてごらん。
あなたに言われるままに、あなたの意志に従って食事をし、
私がじっと静かにここに座っている間に、私のことを話しましょう。
私が10歳の子どもの時、父や母と一緒に暮らし、
兄弟姉妹は互いに愛し合い、
16歳の若い少女の時には浮き浮きして、

もうすぐ愛する人に巡り会えることを夢見、
やがて20歳になろうとする時花嫁になり、
心は躍り、
永遠に守ると約束した誓いの言葉。
25歳で子どもが生まれ、
子どものためにと安全で幸福な家庭を築き、
30歳の女性になり、子どもの成長も早く、
永遠に続く絆で互いに結ばれ、
40歳の時、若い息子たちは成長し、皆、巣立つ日も近く、
でも、夫は私の側に留まり、私が悲しまないよう気を配る。

50歳の時、再び私の膝のうえで幼子が遊び戯れ、
もう一度、私の愛する子どもたちと私は理解し合う。
夫が死に、暗い日々が続き、
未来を見詰め、恐怖に身震いする。
若い者たちは、皆、子育てに忙しく、私は昔を、愛し合った日々を思う。
私は年老いた女。自然は残酷だ。
老年が私を愚かに見せる。
私の身体から、優雅さは打ち砕かれ、活気はなくなり、

かつて熱く燃えた心も、今は石のよう。
しかし、この古い身体の中に、若い少女はまだ住み続けている。
そして、今も、再び、心がときめく。
喜びの日々を、また苦しかった日を思い出し、
私の人生を愛し続け、過ぎ去った日々を再びたどる。
永遠に続くものは何も無いという厳しい事実だけを残し、
あまりにも短く、あまりにも早く過ぎ去った年月の事を思う。
さあ看護婦さん、あなたの目を開きなさい。
目を開いて私を見詰めて。
もっと側によって、気難しい老女ではなく、
「私」を知って。

ご清聴ありがとうございました

- 安心して認知症になれる社会、そして、誰もが尊厳をもって人生を全うできる地域社会の実現を目指して

一般社団法人 三重県社会福祉士会

https://mie-csw.org

〒514-0003　三重県津市桜橋2丁目131　三重県社会福祉会館4F

TEL：059-253-6009　FAX：059-228-6008

メール:mie-csw@mie-csw.org

ありがとう
ございました